

2022 年 11 月 17 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、個人研究費申請時の徴憑の一つであるクレジットカード明細書について、研究費申請とは関係のない部分を黒塗りにして提出することができるよう要求する。

クレジットカードで物品を購入した場合、従来は申請とは関係ない部分を黒塗りにして明細書を提出することができていたが、今年から黒塗りでの提出が認められなくなった（2021 年 12 月 20 日付の「電子帳簿保存法改正への対応について」参照）。日常生活においてクレジットカードで決済することも少なくないが、明細書には様々な情報が記載されているのであり、黒塗りを認めないのはプライバシーの侵害である。

なお、貴法人は今回の対応の根拠として改正電子帳簿保存法施行規則 4 条 1 項 3 号ロ「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。」を挙げているが、この「訂正又は削除」という記述が、個人情報保護のための黒塗りを禁じているとは考えられない。本組合が国税局電話相談センターに問い合わせたところ、「電子帳簿保存法は、データを勝手に削除したり訂正したりできないような施策を講じることを求めるものであるが、それ以上のものではなく、クレジットカードの明細書の黒塗りについては何も言っていない」との説明を受けた。施行規則 4 条 1 項 3 号ロについても、「これは黒塗りの禁止を求めるものではなく、電子帳簿保存法の改正前後で明細書の取り扱いが変わったということはない」とのことである。よって、黒塗りを認めない方針を直ちに撤回し、従来どおり申請に関係ない部分を黒塗りにして提出できるようにせよ。

加えて、現在の個人研究費の申請方法は煩雑にすぎる。生協で図書を購入する場合を考えても、①立て替え払いをする、②領収書を受け取る、③WEB 発生点入力システムで必要事項を入力する、④データをプリントアウトする、⑤領収書を用紙に貼付する、⑥申請書類を事務所に提出する、という段階を経ることが必要となる。

大学によっては、学内で物品を購入した場合には、その後の手続きが学内の販売店と大学との間で行われ教員による手続きが不要になっているところもあるし、立替払いそのものが不要になっているところもある。他の大学できているのだから貴法人もできるはずであるし、このことは教員の業務削減にも繋がるので、積極的に進めるべきである。

回答は一週間以内とする。

以上